

市役所の時間外・日曜相談窓口（1月）

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合先など
マイナンバー	11日(日)・25日(日) 午前9時～正午 16日(金) 午後5時30分～7時	業務内容 マイナンバーカードの交付・再交付、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定・ロック解除、マイナンバーに関する相談あり ※混雑時は待ち時間が発生する場合あり 相談・問合先 市民課 ☎ 06(6902)5821
国民年金	25日(日) 午前9時～正午	業務内容 国民年金加入、免除申請など 持ち物 基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど ※離職した人は離職票、代理申請は委任状が必要 相談・問合先 市民課 ☎ 06(6902)6005
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料納付	25日(日) 午前9時～正午 ※予約優先。市公式LINEから予約可。受付は2週間前まで	持ち物 運転免許証など本人確認ができる物 相談・問合先 収納課 ☎ 06(6902)5935



問合先
課税課
☎ 06(6902)5918

●所得がない場合でも国民健康
保険料の算定や各種手当の申
請に所得証明や非課税証明が
必要な人は申告が必要
申告が不要な人
次のいずれかを満たす人
○7年内に収入がなかったま
たは合計所得金額が住民税の
非課税基準以下の人の
申告へ確定申告をする人
○税務署へ確定申告をする人
○勤務先の給与支払報告書また
は公的年金などの支払報告書また
が市役所に提出される人
申告に必要な物（一例）
○個人確認書類
○医療費控除の明細書
○公的年金または給与の源泉徴
収票
○郵送、電子申告または窓口
申告方法

eLTAXから電子申告がで
きるようになりました。マイナ
ンバーカードを使ってスマホや
パソコンで申告できます。
とき 2月16日(月)～3月16日(月)
の平日午前9時～正午、午後
1時～5時

※3月1日(日)午前10時～正午、
午後1時～3時も開設
ところ 第3会議室
(市役所別館3階)
申告が必要な人 8年1月1日
現在、市在住の人
※所得がない場合でも国
民健康保険料の算定や各種手
当の申請に所需するもの
申告が不要な人
次のいずれかを満たす人
○7年内に収入がなかったま
たは合計所得金額が住民税の
非課税基準以下の人の
申告へ確定申告をする人
○税務署へ確定申告をする人
○勤務先の給与支払報告書また
は公的年金などの支払報告書また
が市役所に提出される人
申告に必要な物（一例）
○個人確認書類
○医療費控除の明細書
○公的年金または給与の源泉徴
収票
○郵送、電子申告または窓口
申告方法

保険料の算定や各種手当の申
請に所得証明や非課税証明が
必要な人は申告が必要
申告が不要な人
次のいずれかを満たす人
○7年内に収入がなかったま
たは合計所得金額が住民税の
非課税基準以下の人の
申告へ確定申告をする人
○税務署へ確定申告をする人
○勤務先の給与支払報告書また
は公的年金などの支払報告書また
が市役所に提出される人
申告に必要な物（一例）
○個人確認書類
○医療費控除の明細書
○公的年金または給与の源泉徴
収票
○郵送、電子申告または窓口
申告方法



詳しくは
こちら

保険料の納付相談はお早めに
納付期限を過ぎたときは延滞
金などが加算されます。災害な
どの特別な事情がなく滞納が続
くと、医療費の全額自己負担が
必要となったり財産の差押えを
行う場合があります。

前年比で所得が減少した人は
保険料の減免や軽減が受けられ
る場合があります。

※納付期限が過ぎた場合、減額
できない場合あり

◆出張申告会場を開設
とき 2月4日(水)
午前9時30分～正午、午後1
時～4時

ところ 南部市民センター
午前9時～正午、午後1時～4時

◆給与支払報告書などの提出は
2月2日(月)まで

ところ 南部市民センター
午前9時～正午、午後1時～4時

◆給与支払報告書などの提出は
2月2日(月)まで